

平成二十八年四月六日

青森県教育委員会第八百七回定例会

期日 平成二十八年四月六日(水)  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一 開会

### 二 議案

議案第一号 青森県文化財保護審議会委員の人事について	1
議案第二号 県重宝及び県天然記念物の指定について	2
議案第三号 県天然記念物の指定解除について	4

### 三 その他

平成二十八年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について	5
教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る内容確認等について	7
平成二十九年青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について	11
市町村長等との青森県立高等学校将来構想について(答申)等に関する意見交換の概要について	12

### 四 閉会

議案第一号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

石川善朗	福井敏隆	藤田俊雄	外崎純一	山田巖子	工藤竹久	佐原雄二	柴田眞理子
------	------	------	------	------	------	------	-------

青森県文化財保護審議会委員に任命する

岡田俊治	太田正文
------	------

任期は平成二十八年四月九日から平成三十年四月八日までとする

平成二十八年四月六日

青森県教育委員会

議案第二号

県重宝及び県天然記念物の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県天然記念物に指定する。

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝 （建造物）	旧三上家住宅	一棟	下北郡佐井村大字佐井 字大佐井七〇の二	佐井村

二 県天然記念物に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県天然記念物	革秀寺のサルスベリ	一株	弘前市大字藤代一の四 の一	宗教法人 革秀寺

県天然記念物	県天然記念物	県天然記念物
ソ 弘前公園最長寿の メイヨシノ	ア 弘前公園の イグロマツ	弘前公園のネズコ
一本	一本	一本
弘前市大字下白銀町一	弘前市大字下白銀町一	弘前市大字下白銀町一
弘前市	弘前市	弘前市

議案第三号

県天然記念物の指定解除について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十九条第一項の規定により、次の表に掲げる県天然記念物の指定を解除する。

種別	県天然記念物
名称	クヌギ
員数	一本
所在地	十和田市大字沢田 字野倉沢八六の一
所有者	目時 弘忠
指定年月日	昭和四七年 一月二六日

## 〔その他〕

### 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

#### 1 結果公表についての文部科学省の方針

##### (1) 平成19年度（調査開始）～平成25年度

- ・文部科学省は、各都道府県の調査結果のみを公表してきた。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきた。

##### （調査結果の公表を禁じた理由）

- ・この調査で測定される学力は、一部分であること。
- ・点数によって、市町村や学校の序列化が行われる可能性があること。
- ・市町村や学校間で行き過ぎた競争が起こる可能性があること。
- ・小規模の学校の場合は、それぞれの児童生徒が特定される可能性があること。

##### (2) 平成26年度

- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、各市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村名やその設置管理する学校名が明らかとなる調査結果（各教科の点数）を公表することを可能とした。

##### (3) 平成27年度

- ・文部科学省は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限であるとし、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて主体性と責任を持って当たることとした。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、各市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、市町村名や当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした結果の公表を可能とした。
- ・文部科学省は、都道府県教育委員会が、個々の市町村名や学校名が明らかにならない方法（例えば教育事務所単位の状況の公表など）で結果公表を行うことは、都道府県教育委員会の判断で可能であるとした。

##### (4) 都道府県教育委員会が結果公表をする場合の留意事項（平成27年度）

- ・調査で測定できるのは学力の一部分であることや、学校における教育活動の一側面であることを踏まえる。
- ・市町村間や学校間の序列化や過度な競争が生じないようにする。
- ・単に教科の点数だけの公表ではなく、結果の詳細な分析を行い、どのような改善をするのか等を併せて公表する。
- ・平均正答数や平均正答率などの数値について一覧表での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わない。

##### (5) 平成28年度

- ・平成27年度に同じ

## 2 結果公表に係る市町村教育委員会へのアンケート結果

○県教育委員会が市町村の結果を公表することについて

- ・同意する 1 町
- ・同意しない 3 3 市町村
- ・検討中 6 町村

○県教育委員会が各学校の結果を公表することについて

- ・同意する 0
- ・同意しない 3 4 市町村
- ・検討中 6 市町村

平成 2 8 年 3 月 4 日

## 3 平成 2 8 年度の県教育委員会の方針

(1) 県教育委員会は、県全体の正答率等を、分析や対策を付して公表する。

(内容)

- ・県全体の正答率等を分析し今後の対策を付した資料を県教育委員会が作成し域内の市町村教育委員会等に配付するとともに、青森県のホームページで当該資料を 1 2 月初旬に公開する。

(2) 県教育委員会は、市町村名や当該市町村が設置管理する学校名を明らかにする結果公表については行わない。

(理由)

- ・上記アンケートの結果から、「県が市町村の結果を公表することについて同意しない」が 3 3 市町村、「県が各学校の結果を公表することについて同意しない」が 3 4 市町村である。
- ・同意している 1 町が、町教育委員会として結果公表を行っていない中、県教育委員会が、特定の町のみ結果公表を行うことは、検査及びその結果の活用の目的とそぐわない。

(3) 県教育委員会は、教育事務所ごとの状況の公表については行わない。

(理由)

- ・文部科学省は、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて主体性と責任を持って当たることとしていること、また、調査の目的として、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとしていることから、教育事務所ごとの公表は、利点が少ない。



教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に係る内容確認等について  
(本県の状況)

## 1 経緯

- 文部科学省は、義務教育諸学校用教科書の発行者（三省堂を除く）21社が行った自己点検・検証結果を平成28年1月22日に公表した。その概要は、文部科学省が教科書発行者に対して外部への流出を禁止している検定申請中の教科書を閲覧した者、及びその教科書を閲覧し対価を受領した者等が全国で5157人であった。
- 平成28年1月28日に、県教育委員会に文部科学省から教科書発行者による自己点検・検証結果が情報提供され、本県では延べ101人が該当していた。
- 各市町村教育委員会等は、この101人について個別面談等により内容を確認し、県教育委員会及び各採択地区協議会等は、当該者による採択結果への影響を調査した。文部科学省からの情報提供と当該者の聞き取り内容が異なっていた場合は、当該教科書発行者に事実確認を行った。
- 県教育委員会は結果を取りまとめ、先般文部科学省に提出した。

## 2 文部科学省からの対応依頼

### (1) 回答を依頼された項目

- 1① 氏名
- 1② 所属（検定期間中／採択期間中／現在）
- 1③ 職位（検定期間中／採択期間中／現在）
- 2① 当該者の採択への関与の有無<sup>注1</sup>
- 2② 当該教科の教科書に関する当時の採択結果とその後の採択結果<sup>注2</sup>
- 2③ 当該者が採択結果へ影響を及ぼしたか否か<sup>注3</sup>
- 3① 金品の受取の有無
- 3② 飲食の提供の有無
- 3③ 交通費・宿泊費等の受取の有無

注1：採択期間に青森県教科用図書選定審議会委員や採択地区の調査員等、採択の事務を進めるための役割を務めたか否かである。

注2：教科書が当該発行者と他の発行者との比較においてどのように採択が変化したかである。

注3：採択が、当該者の影響がなく、公正・公平に行われたか否かである。

## (2) 類型の定義

類型Ⅰ 対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案関係

類型Ⅱ 申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案関係

類型Ⅲ 上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案関係

## 3 結果

(1) 調査の結果、対象外であると判明した者 13人

① 検定期間中、既に退職しており、採択にも関与していない者

② 本人からの聞き取り及び教科書発行者双方への確認により、申請本閲覧等の事実がなかった者

など

(2) 類型Ⅰ～Ⅲの人数及び当該発行者

○調査開始時の延べ101人から13人を対象外としたため、該当者は延べ88人である。また、複数回該当している者がいるため、実人数は84人である。

なお、これらの人数には三省堂分1人を含まない。

○類型Ⅱの21人には、金品受領を拒否した者2人を含まれている。

	人数	発行者数	発行者名
類型Ⅰ	67人	3者	開隆堂、学校図書、数研出版
類型Ⅱ	21人	3者	東京書籍、教育出版、光村図書
類型Ⅲ	0人	0者	(なし)
合計	88人	6者	

※国公立学校。採択期間中に退職した者1人を類型Ⅰに含む。延べ人数。

(3) 当時の所属（項目1②関係）

	小学校	中学校	教育行政	その他
類型Ⅰ	26人	41人	0人	0人
類型Ⅱ	12人	9人	0人	0人
類型Ⅲ	0人	0人	0人	0人
小計	38人	50人	0人	0人
合計	88人			

※国公立学校。採択期間中に退職した者1人を類型Ⅰに含む。延べ人数。

(4) 当時の職位 (項目 1 ③関係)

	校長	教頭	教諭	指導主事等	その他
類型Ⅰ	12人	10人	45人	0人	0人
類型Ⅱ	1人	4人	16人	0人	0人
類型Ⅲ	0人	0人	0人	0人	0人
小計	13人	14人	61人	0人	0人
合計	88人				

※国公立学校。採択期間中に退職した者1人を類型Ⅰに含む。延べ人数。

(5) 当該者の採択への関与の有無<sup>注1</sup> (項目 2 ①関係)

注1：採択期間に青森県教科用図書選定審議会委員や採択地区の調査員等、採択の事務を進めるための役割を務めたか否かである。

	県教科用図書 選定審議会関係	市町村採択審議会関係	国立学校関係	私立学校関係
類型Ⅰ	2人 (0人)	5人 (0人)	1人	1人
類型Ⅱ	0人 (0人)	3人 (0人)	0人	0人
類型Ⅲ	0人 (0人)	0人 (0人)	0人	0人
小計	2人 (0人)	8人 (0人)	1人	1人
合計	12人 (0人)			

※延べ人数。カッコ内は内数で教育委員会関係者数。

(6) (5) の当該教科の教科書に関する当時の採択結果とその後の採択結果<sup>注2</sup>  
(項目 2 ②関係)

注2：教科書が当該発行者と他の発行者との比較においてどのように採択が変化したかである。

	県教科用図書 選定審議会関係	市町村採択審議会関係	国立学校関係	私立学校関係
類型Ⅰ 採択状況	地区に提供する 選定資料の作成 及び審議におい て、当該発行者 を推す発言等は なかった。	当⇒当 (3地区、3人) 他⇒他 (2地区、2人)	他⇒当 (1校、1人)	当⇒当 (1校、1人)
類型Ⅱ 採択状況		当⇒他 (1地区、1人) 他⇒他 (1地区、2人)		
類型Ⅲ 採択状況				

※ 当：当該発行者を採択、他：他の発行者を採択

(7) 当該者が採択結果へ影響を及ぼしたか否か<sup>注3</sup> (項目2③関係)

注3：採択が、当該者の影響がなく、公正・公平に行われたか否かである。

	及ぼしたと回答		
	採択地区協議会長	国立学校	私立学校
類型Ⅰ	0人	0人	0人
類型Ⅱ	0人		
類型Ⅲ			
合計	0人	0人	0人

(8) 金品の受取の有無 (項目3①関係)

	東京書籍	教育出版	光村図書
類型Ⅱ	4人	9人	6人

※金品受領拒否2人を除く。

(9) 飲食の提供の有無 (項目3②関係)

	開隆堂	学校図書	数研出版
類型Ⅰ	6人	0人	0人
	東京書籍	教育出版	光村図書
類型Ⅱ	1人	9人	4人

(10) 交通費・宿泊費等の受取の有無 (項目3③関係)

	東京書籍	教育出版	光村図書
類型Ⅱ	3人	0人	6人

〔その他〕

## 平成29年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

### 1 併願制度の実施

本県の教員採用候補者選考試験の受験者数は、平成24年度（23年度実施）から減少してきたが、平成28年度（27年度実施）は一般・教職教養試験を一部免除するなどの改善を実施した結果、20名の増となった。

（第1次試験受験者数 ㉘1,898名：増減㉙+1 ㉚△76 ㉛△20 ㉜△104 ㉝△27 ㉞+20）

しかしながら、「特別支援学校教諭」の受験者数は、平成15年度（14年度実施）から200名台を推移してきたものの、平成28年度（27年度実施）の受験者数は193名と、200名を切り、今後も減少傾向で推移していくものと想定される。

（特別支援学校教諭受験者数 ㉟197 ㊱207 ㊲223 ～ ㊳245 ㊴228 ㊵215 ㊶193）

そのため、特別支援学校教諭の受験者及び優秀な人材の確保の観点から、平成29年度（28年度実施）教員採用候補者選考試験において、下記のとおり「併願制度」を実施する。

- （1）小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部（同一教科に限る）、高等学校と特別支援学校高等部（同一教科・科目に限る）で、併願することができる。
- （2）併願する受験者は、「特別支援教育に関する専門事項」の受験を必須とする。
- （3）第2次試験は、第1次試験で通過した校種で受験する。

### 2 実施要項の配布時期

教員採用候補者選考試験の実施要項については、これまで5月上旬に配布してきたが、受験者等からの配布時期を早めてほしい旨の要望等を踏まえ、「平成29年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」を、4月下旬に配布する。

## [その他]

### 市町村長等との青森県立高等学校将来構想について（答申）等に関する 意見交換の概要について

#### 1 意見交換の内容

- (1) 青森県立高等学校将来構想について（答申）に関する意見聴取
- (2) 県立高等学校教育改革次期計画の策定手続きに関する意見聴取

#### 2 実績

- (1) 実施期間  
平成28年2月16日（火）から3月29日（火）まで
- (2) 訪問市町村数  
全40市町村
- (3) 出席者  
市町村：市町村長、市町村教育委員会教育長  
県教育委員会：教育長、教育次長、高等学校教育改革推進室長のいずれか

#### 3 主な意見

- (1) 青森県立高等学校将来構想について（答申）に関する意見
  - 県立高等学校の使命は、学ぶ意欲のある全ての者に自らの能力・適性に応じた後期中等教育の学習機会を提供することと、個々の努力に応じた可能性の最大限の伸長を保障することである。
  - 県全体が一丸となって高校教育を推進する「オール青森」の視点には説得力がある。この視点がぶれないように進めてほしい。
  - 郡部においては、公共交通機関の体制が十分でないことから、通学手段の確保等通学に関わる環境整備について、県と市町村が連携して、その対策を講ずる必要がある。
  - 専門学科においても特色化を図ることが重要である。
  - 重点校だけではなく、それぞれの高校において特色ある教育活動ができるような配慮をしてほしい。
  - 普通科と商業教育を主とする専門学科を併設する形での高校教育の在り方なども是非検討していただきたい。
  - 小規模校の課題が伝わっていない。
- (2) 県立高等学校教育改革次期計画の策定手続きに関する意見
  - 高等学校の再編計画等具体的な実施に際しては、引き続き市町村への積極的な情報提供を行いつつ、県と市町村が共通理解を深めながら進めていただきたい。
  - 保護者等に対して、高等学校のある町村での説明の場が必要である。
  - 地区意見交換会で地域の意見を聞いた上で実施計画を検討するという進め方は良い。